

北海道告示第10422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年9月13日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年5月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名称) 株式会社函館丸井今井  
(所在地) 函館市本町 32 番 15 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(名称) 株式会社函館丸井今井 代表取締役 鶴本 理  
(所在地) 函館市本町 32 番 15 号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（駐車場の収容台数）

(変更前)

区分	位置	届出台数	駐車場の種類
No.1	丸井今井第1立体駐車場	172台	垂直循環立体駐車場
No.2	丸井今井第2立体駐車場	142台	垂直循環立体駐車場
No.3	丸井今井更地（平面）駐車場	15台	平面駐車場
	合計	329台	

(変更後)

区分	位置	届出台数	駐車場の種類
No.1	丸井今井第1立体駐車場	17台	垂直循環立体駐車場
No.2	丸井今井第2立体駐車場	142台	垂直循環立体駐車場
No.3	丸井今井更地（平面）駐車場	15台	平面駐車場
	合計	174台	

(4) 変更する年月日

平成28年12月23日

(5) 変更する理由

駐車場利用実態に合わせた台数とするため。

2 届出年月日

平成28年4月22日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

平成28年5月13日（金）から同年9月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### (4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。